

平成 28 年度 保育園・幼稚園等による木育推進事業の募集に関する Q & A

【木育活動計画について】

Q. 木育活動計画とは何か

A. 施設の運営者等が、運営する各施設において、どのように木育を実施していくかを明記し、対外的に公表していただきます。表題や様式に定めはありませんので、自由に策定してください。

Q. 活動計画と補助事業の関係はどうなっているか

A. 本事業で補助金の申請をする内容は、策定した木育活動計画に位置づけられていることが条件となります。木製玩具や木工作、内装木質化した部屋や木製什器等を木育のツールとしてどう活用していくか、などを木育活動計画に位置づけてください。

活動計画に位置づけられていない活動や施設整備は補助対象外となります。また、補助金が出るのは1年目のみですが、2年目以降も継続的な活動をお願いいたします。

Q. 計画策定に当たり、参考となるものはあるか

A. 東京おもちゃ美術館を運営する認定NPO法人グッド・トイ委員会の「ウッドスタート宣言園」が参考になります（詳細は、下記ホームページを参照）。なお、あくまでも参考ですので、独自性のある計画を、ぜひ策定してください。

<http://mokuikulabo.info/ws/nursery/>

【補助対象について】

Q. ソフト事業の対象となるものは何か

A. 活動計画に位置づけられた各種木育活動や人材育成に要する経費が対象となります。例を以下に挙げていますが、これにとらわれることなく、独自の活動を掲げてください。

- [例]
- ・園児や保護者の森林体験（森林への遠足時のバス借り上げ）
 - ・積み木等の多摩産材おもちゃの購入
 - ・園児や保護者が行う木工作（材料費、木工道具の購入）
 - ・木育関連の絵本の購入
 - ・木育に精通した保育士や教員の育成（木育関連講座等の受講） 等

Q. ハード事業のみの実施は可能か

A. ハード事業のみの実施は不可です。必ず、ソフト事業も実施してください。なお、ソフト事業のみの実施は可能です。

Q. 内装木質化は新築工事も補助対象になるか

A. 新築工事における内装部分は補助対象となりません。既存の施設において、内装が木ではない、又は木質化しているが多摩産材ではない教室等を、多摩産材で木質化する行為が補助対象となります。

Q. 「子供が日常的に触れ、利用するもの」の定義はあるか

A. 補助対象となるものは、子供が触れることができ、かつ主たる利用者が子供であるものです。什器では、手の届かない吊り戸棚や、触れることができても主たる利用者が職員であるもの（職員用下駄箱、子供が入らない倉庫の棚等）は対象となりません。

Q. 他の補助金と重複して利用することは可能か

A. 補助金の重複はできません。ただし、建物の新築工事に別の補助金を使い、木製遊具や什器に当補助金を利用することは可能です。この場合、作り付けの棚など、建物と一体となった什器については、重複がないように注意してください。

Q. 遊具及び外構施設の面積はどのように算出すれば良いか

A. 遊具や外構施設を上から見たときに、占有する面積を計上してください。1㎡あたりそれぞれ0.08㎡以上又は0.03㎡以上という基準を超えていることが明らかな場合は、大まかな面積で差し支えありません。

Q. 木製のデッキやフェンスは対象になるか

A. 木製外構施設として対象になります。外構施設としては、他にベンチやパーゴラなど、様々なものが想定されますが、いずれも、木育活動計画において、当該外構施設を木育のツールとしてどのように活用していくかを位置づけられたものが補助対象です。

【多摩産材の調達について】

Q. 多摩産材はどこで調達できるのか

A. 多摩産材の調達については、「多摩産材情報センター」にお問い合わせください。

電話：0428-20-1181

ホームページからもお問い合わせできます。

<http://www.tamamori.jp/tamasanzai-info/index.php>

なお、申請書の書き方など、事業の内容に関する事項は以下にお問い合わせください。

東京都産業労働局農林水産部森林課 木材流通担当 電話：03-5320-4855

Q. 多摩産材情報センターでは、特定の建築業者を紹介してくれるのか

A. 申し訳ありませんが、内装や遊具等の工事を請け負う特定の業者はご紹介していません。そのため、施工業者をご自身で選択し、その業者から多摩産材情報センターにお問い合わせるようにしてください。相談内容から、適当な製材業者等をご紹介します。
なお、什器に関しては、過去の事業において実績のある製造業者をご紹介します。

【補助対象者の選定について】

Q. 応募すれば必ず補助金がもらえるのか

A. 外部の学識経験者を交えた選定委員会にて、補助対象施設を選定します。木育活動計画の内容から優先順位をつけ、順位の高い方から予算額に達するまで採択します。

Q. どういう木育活動計画であると優先順位が高くなるのか

A. 選定の優先順位を決めるに当たり、主な評価の項目は以下のとおりです。
① 森林の役割や大切さを学ぶことができるか
② 木材の良さや利用する意義を学ぶことができるか
③ 園児の保護者も参加する活動内容となっているか
④ 施設関係者が木育を学ぶ人材育成がなされているか
⑤ 施設の周辺にある身近な自然を取り入れる工夫がなされているか
⑥ 一過性ではなく、継続的かつ実効性があると認められるか
項目ごとに点数化し、合計点数の高い順から採択していきます。

【申請について】

Q. 運営する複数の施設を同時に申請することができるか。

A. ソフト事業及びハード事業も4施設まで同時に申請することができます。この場合、両事業間で施設数が同じか、ソフト事業の方が多くなるようにして下さい。

Q. 自治体から施設を譲渡され、民間が運営しているが、申請者になりうるか

A. 民間が運営し、資金も運営者が負担する場合は対象となり得ますが、自治体との契約内容を確認してください。

Q. 今年度の募集は今回のみか

A. 平成28年度の募集は今回のみです。平成29年度以降も募集する予定です。

Q. 補助金の申請額はどのようにして決めればよいか

A. 申請しようとする補助金の額は、施工業者等からの見積もりなど、根拠のある金額を提示してください。また、見積書の写しを申請書に添付してください。3者見積もりが必要といった制限はありませんが、金額が異常に高いなど、申請額に疑義が生じた場合には、詳細を確認することがあります。

Q. 消費税相当分は補助対象に含まれるか

A. 補助対象経費に消費税相当分は含めないでください。

【事業の実施について】

Q. 補助対象者に選定されれば、工事に着手して良いか

A. 選定の通知後に、補助金の交付申請をしていただき、東京都から補助金交付の決定が通知されてから着手してください。交付決定前に着手した行為については補助対象外となりますのでご注意ください。

Q. 事業が終わった後はどうすればよいか

A. 請負業者等への支払いが済んだ時点で事業完了となります。実績報告書を都に提出後、職員が施設に赴いて現地確認を行います。その際には、銀行の振込関連書類など、相手先への支払いに関する書類も確認します。

Q. 補助金で整備した遊具や什器等を処分する場合に制限はあるか

A. 減価償却資産の耐用年数表等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数を超えないうちに処分しようとする場合は、事前に東京都の承認が必要です。承認を受けずに処分した場合には、補助金の返還となります。なお、耐用年数は児童用の机や椅子は5年、その他の家具は8年、遊具は10年となっていますが、末永くお使いください。

Q. 平成29年度以降で、やらなければならないことがあるか

A. 事業を実施した翌年度から起算して3年間は、木育活動の実施状況等に関する報告の義務があります。平成28年度に事業を実施した場合は、平成29年度の活動内容を平成30年5月末までに報告していただきます。詳しくは保育園・幼稚園等による木育推進事業費補助金交付要綱の第26を参照してください。